

## まちづくりガイドラインの手続きの流れ

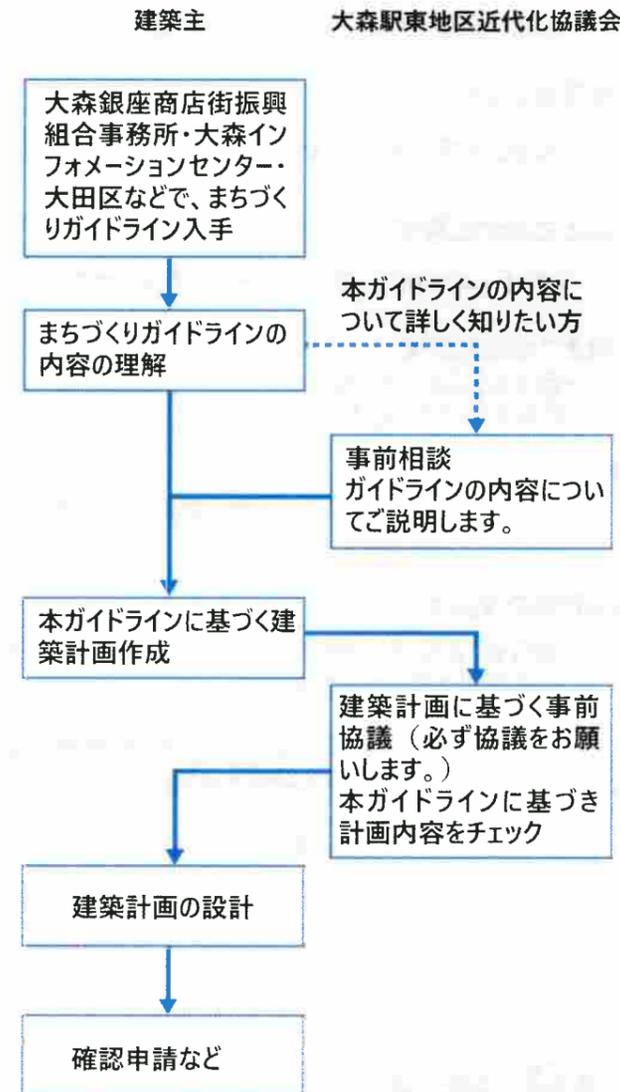
大森駅東地区は商店街を中心とした賑わいのまちです。今後も一層の賑わいづくりを進めます。

働く場に加えスポーツ・レジャー等の場も充実してきた臨海部の玄関口として、臨海部エリア・羽田空港エリアも意識したまちづくりにも果敢に取り組んでいきます。

自動車中心から公共交通への転換を進めるなど、“ひと”が主役となるまちへ向けて、まちまるごと Walkable Cityを目指します。



**■大森コア**  
駅前広場周辺とグリーンベルト周辺をまちのコアとして位置づけ。大森だけでなく、臨海部・羽田空港との広域連携を意識した、活動・交流・情報発信の拠点。



**連絡先**  
大森駅東地区近代化協議会  
大田区大森北一丁目15-12  
大森銀座商店街事務所内  
TEL 090-3236-3903  
(会長 伊藤和弘)

大森駅東地区近代化協議会会員(順不同)  
入新井六丁目町会 大森銀座商店街(振) 大森駅東口商店会  
大森北一丁目町会 大森八幡通り商店会 大森交通公園通り商栄会  
大森駅東口並商店街親和会 (株)東急ストア  
(株)アトレ大森店 (株)日立製作所 城南信用金庫入新井支店  
(株)イトーヨーカ堂 丸紅リアルエステートマネジメント(株)

## 大森駅東地区 まちづくりガイドライン

### 大森駅東地区で新・改築、テナント入店をお考えのみなさまへ

大森駅東地区近代化協議会では、大森の歴史と文化を活かしたまちづくりのため、まちづくりガイドラインを策定しました。区域内で新築、改築、テナントの入れ替えをお考えの皆さんには、ガイドラインの趣旨をご理解の上、順守していただくようお願いいたします。

大森駅東地区にお住いのみなさまへ

生活を送る上でのルールは、**まちのルールブックvol.4「みち・ひろばのマナー十箇条」**にまとめました。合わせてご利用ください。



2020年6月策定  
大森駅東地区近代化協議会

## まちづくりの基本的な考え方

### ■今後の大森駅東地区のまちづくり

- 1 商店街を中心とした一層の賑わいづくり
- 2 空港臨海部とも連携
- 3 ひと主役のまちまるごと Walkable Cityへ

### ■将来のまちの骨格（「ストリート」と「まち広場」）

#### ■まち広場

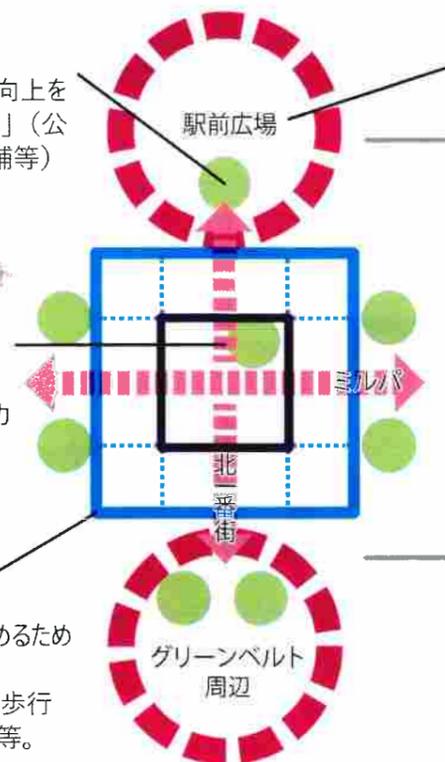
賑わい形成や回遊性向上をすすめるため「まち広場」（公園や民有地、空き店舗等）を積極的に活用。

#### ■賑わい波及ストリート

駅前の賑わいをまち全体に広げるため賑わいの骨格。※広場・路上オープンカフェ、マルシェ等賑わいイベント実施。

#### ■回遊ストリート

町全体の回遊性を高めるための環状骨格。※滞留空間・自転車と歩行者の棲み分けルール等。



# ガイドラインの内容

このガイドラインは、新しくお店をつくる際に守ってほしいルールです。近代化協議会の商店街全エリアが対象です。

## 【まちの活用】

### (1)新しいアイデアを活かしたまち全体の活用

- 共通** ・にぎわいの面が広がるように公共空間も含めて積極的に活用しましょう。
- ・公共空間や広場・道路空間などを含めたイベントや実証実験等のプログラムの充実を図りましょう。

### (2)まち全体の維持向上活動

- 共通** ・公共空間の清掃などまち全体の総合的な景観維持に努めましょう。



神社横丁を活用したホッケー体験教室（令和元年 いりあらいキッズフェスティバル）



東口商店会による大森駅東口駅前広場（大森イーストテラス）の清掃

## 【建物用途・形態】

### (1)にぎわい用途の導入

- 共通** ・建物の1・2階は、物販、飲食、サービスなどの「にぎわい用途」とし、魅力のある街並みとしましょう。

### (2)迷惑用途の禁止

- 共通** ・性風俗営業は禁止します。

### (3)建物の1,2階のしつらえ

- 共通** ・店の個性が街の個性となるように、1,2階のしつらえを工夫しましょう。(ガラスの出入口、ショーウィンドウなど)
- 東口** ・物販やサービスなどは、公共空間に面する部分は連続性を意識して、透過性のあるショーウィンドウにしましょう。

### (4)店舗の出入口

- 共通** ・店舗の出入口は段差のないようにしましょう。

### (5)アーケードに面した壁面の連担

- 銀座** ・建物の前面はアーケードに接し、にぎわいの連続性を確保しましょう。

## 【歩行者の安全性】

### (1)道路上の障害物の禁止

- 共通** ・道路上の置き看板、商品のはみ出しはやめましょう。

### (2)放置自転車について

- 共通** ・放置自転車の防止に努めましょう。

### (3)路上での禁止事項

- 共通** ・路上での客引き、販売・セールス等はやめましょう。

### (4)路上での販売制限

- 共通** ・露天販売は、大田区、大森警察、当該商店会の許可をとってください。

### (5)道路上の美化

- 共通** ・道路などの公共空間のゴミなどはみんなで無くし、美化に努めましょう。

### (6)歩行者の安全性

- 共通** ・歩行者、自転車、自動車それぞれが、安全で快適に通行できるよう工夫をしましょう。

- 銀座** ・商店街での買い物の際は、できる限り駐輪場へ自転車を止め、徒歩で楽しみましょう。

- 東口** ・自転車で通行の際には、歩行者に十分に気をつけ、すぐに停まれるスピードで走りましょう。

## 【まちの管理】

### (1)商店街活動への参加

- 共通** ・事業者は商店街や大森駅東口近代化協議会に入会し、商店街活動やまちづくり(イベントや清掃)に積極的に参加しましょう。

### (2)ガイドラインをみんなで守るために

- 共通** ・建物の持ち主はテナントにこのガイドラインを守ってもらうようにして下さい。

### (3)ガイドラインの見直し

- 共通** ・ガイドラインについては、必要に応じて詳細の基準の検討や内容の見直しを行っていきます。

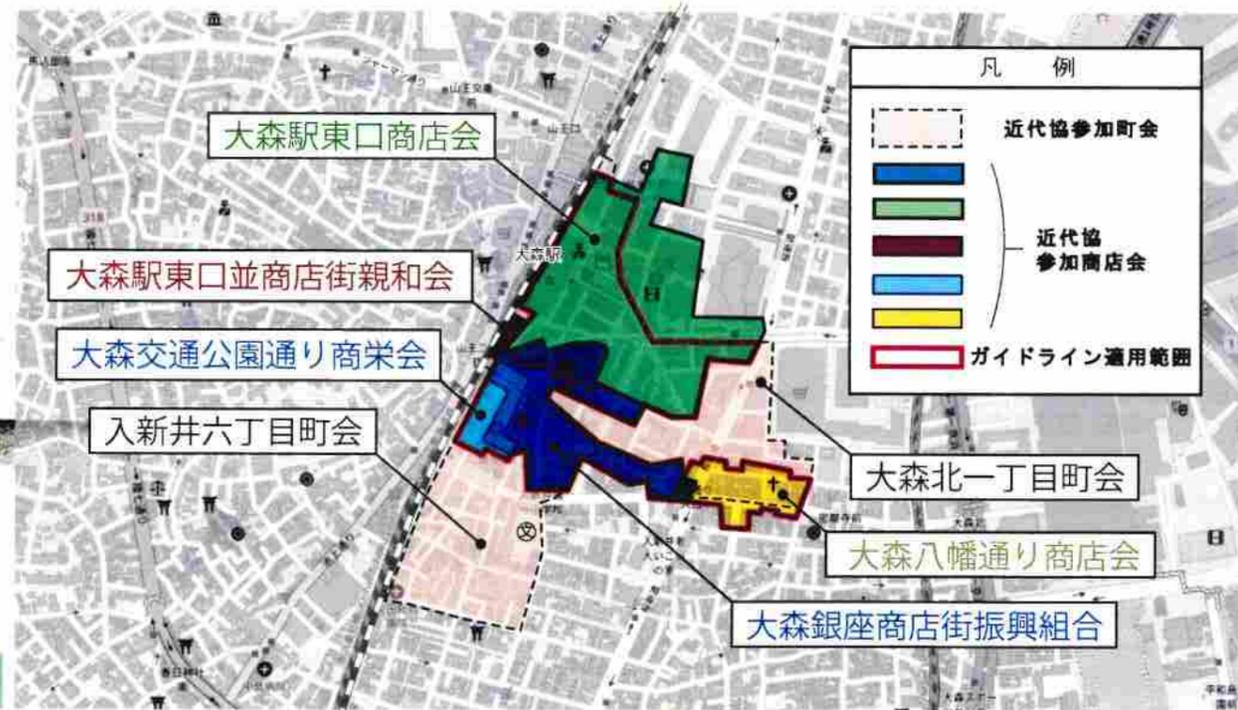
### (4)手続き

- 共通** ・地区内で建築計画、店舗の改装、テナントの入れ替え等があるときは、ガイドラインに関する内容について当協議会の承諾を得ることとします。上記の手続きに必要な書類、手順などは別途定めます。

ガイドラインは、お店の立地する場所によって異なります。適用範囲を確認の上、ガイドラインを守り、まちの魅力を高めましょう。

- 共通** 全エリアが対象のルール
- 銀座** 大森銀座商店街が対象のルール
- 東口** 大森駅東口商店会が対象のルール

## ガイドラインの適用範囲



大森駅東口商店会(北一番街)のイメージ図



大森銀座商店街のイメージ図